

Section-2 商品の取引に関すること

商品を取引(→例えばみかんを販売する)する場合に関して、以下の規定がある

■正確に計量する義務 [法 第10条]

取引・証明のために計量する者は、正確に計るように努めること → 強制ではない 販売者に「正確に計れ」と促している

■商品の販売 [法 第11条]

長さ、質量、体積を示すのに適する商品は、法定計量単位で示すように努めること → 「努力目標」だから強制ではない

■特定物象量とは、特定商品(以下を参照)ごとに政令で定められた物象の状態の量のこと [法 第12条]

→ 質量、面積および体積の3つがある 例えば「お米」の特定物象量は「質量」、単位は「kg」

特定物象量の表記方法 ①文字を見やすい場所、大きさ、色で表記すること → 例えば「お米」の袋 見やすく表記されている
②単位を記号で表すとき、省令に規定するものを用いること
③数値が1万以上とならないこと

■特定商品とは、政令で定める商品のこと [法 第12条1項]

→ 食料品、洗剤、皮革等 大分類して29種ある → 「特定商品の販売に係る計量に関する政令」に規定されている

特定商品ごとに、①特定物象量 ②量目公差 ③販売の上限(→ これ以上の量を1容器内に詰めてはいけない)が決められている

特定商品の特定物象量を表記するときは、量目公差を超えないようにして、氏名または名称、住所を付記すること
→ 「表記するときは」に注意 必ず表記せよとは規定していない

■特定物象量の表記義務のある特定商品を販売するとき [法 第12条2項] → 該当する特定商品は現在のところ「灯油」だけ

容器に入れて販売するときは、特定物象量の表記方法に従うこと

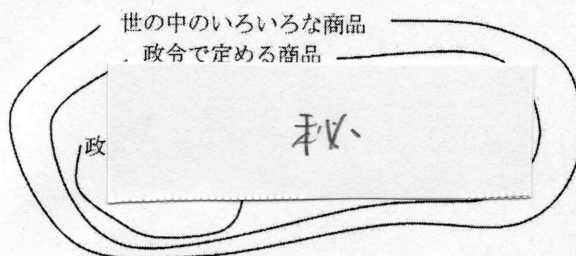
容器を密封するときは特定物象量の表記方法に従い、量目公差を超えないようにして氏名または名称、住所を付記すること
→ 「密封するときは」に注意 必ず密封せよとは規定していない

■容器を密封したとき、特定物象量を表記する [法 第12条3条1項]

「政令で定める特定商品」を販売するとき、
住所を付記すること → 食料品、洗剤等

■容器を密封し特定物象量を表記して、「政令

これを密封して特定物象量を表記するならば
→ 「政令で定める特定商品」「政令で定める特定物象量の表記方法」という記述の意味がわかっていきますか? 下図参照



規定のとおり商品进行分类すると、左図のようになる

単に「特定商品」といえば図中のアンダーラインが該当する

「特定商品の販売に係る計量に関する政令」に規定されている商品が、それぞれどの枠内に分類されるのか暇なら確認しよう

左図について正確に理解していないと、訳がわからなくなる

■輸入された特定商品を販売するとき [法 第14条]

密封されたまま販売するときは、特定物象量の表記方法に従い、量目公差を超えないようにして輸入事業者の氏名または名称、住所を付記すること → 例えばヤードポンド単位が表記されていても、法定計量単位を併記すれば販売してよいということ

■量目公差とは、特定物象量を表記したときの一定の誤差のこと [法 第12条]

量目公差区分として、A表~D表の4区分がある

→ 例えば容器に「1リットル」と表記して販売する
「特定商品の販売に係る計量に関する政令」を

■商品を販売する者等に対する勧告等 [法 第15条]

商品を販売する者が上記の規定を遵守しないとき、

- ①遵守しないと認められるとき、「法を遵守」
 - ②勧告に従わないとき、その旨を告示等によ
 - ③正当な理由なく勧告に係る措置をとらな
 - ④それでも勧告遵守命令に従わないなら、懲
- 上記のプロセスを経てから懲罰の対象と

るなど規制している
ならない
違反して
ける

命令」と違うぞ!

ことはない